

## 報告第5号

### 専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 和解の申立てについて

専決第6号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年4月23日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生日	物損事故 平成30年3月13日（火） 午前9時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市但東町出合市場9番地18
相手方の 住所氏名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
損害賠償額	金200,297円也
事故の概要	都市整備課職員の運転する公用車が、車両をバックにて駐車する際に、駐車場内の旗掲揚ポールに車両を衝突させ、損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市 10割)

## 専決第7号

### 和解の申立てについて

和解の申立てについて、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年3月28日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

#### 1 和解の相手方

氏名	住所
██████████	██████████ ██████████

#### 2 和解の要旨

市営住宅内での犬の飼育について、近隣入居者への迷惑行為が認められたことから、飼い主に対して飼育禁止の指導等を行ってきた。しかし、改善が見られないことから住宅の明渡しについて協議したところ、犬を手放す期限について申し出があったため、平成30年6月30日を期限とし、ペットの飼育及びこれに類する一切の行為を行わないことについて、平成30年4月4日に訴えの提起前の和解を簡易裁判所に申し立てたものである。

#### 3 和解に関して

平成30年5月16日に市と相手方は和解に合意した。

報告第6号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 2 豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 平成29年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）

専決第8号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

豊岡市条例第18号

（以下条例案のとおり）

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正

の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30

年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

##### （固定資産税に関する経過措置）

3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。



## 豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 国内法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税等、地方法人税及び法人市民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額の中で、その法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった額をその国内法人の法人市民税の額から控除すること。(第48条関係)
- (2) 法人市民税の納期限の延長をした場合において、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正または修正申告があったときは、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を延滞金の計算期間から除くこと。(第52条、附則第3条の2、第4条関係)
- (3) 固定資産税における税負担の急増を防止するための土地の負担調整措置を、平成30年度から平成32年度まで引き続き適用すること。(附則第11条、第11条の2、第12条、第13条関係)
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

### 2 附則

- (1) この条例は平成30年4月1日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(改正条例附則第2項、第3項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2. 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第24項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、<u>第72条第2項</u>、<u>第98条第5項</u>、<u>第101条第2項</u>、<u>第139条第2項並びに第140条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2. 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「<u>内国法人</u>」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第24項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、<u>控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></u></p> <p>3. <u>内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第25項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、<u>控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></u></u></p> <p>4. <u>内国法人</u></p> <p><u>又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、<u>控除すべき額を</u></u></p>

前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合は、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

#### 4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予

第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合は、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

#### 6 略

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予

知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) 略

## 6. 略

7. 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1

知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) 略

## 8. 略

9. 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1

項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなればならない。

項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなればならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以

後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場

合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

#### 附 則

##### (延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した



割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

## 2 略

（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

### (1)～(5) 略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合）にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項

（平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固

割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

## 2 略

（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

### (1)～(5) 略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合）には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項

（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固

定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ

定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ

らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合は、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額)にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える

らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合は、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度の固定資産税の課税標準額)にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える

ものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等

ものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等

<p>(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格 (法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格 (法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格 (法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格 (法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>

専決第9号

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のと  
おり専決処分する。

平成30年4月23日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

豊岡市条例第19号

（以下条例案のとおり）

豊岡市条例第 号

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3和室(18畳)の項を削り、同表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案  
要綱

1 改正の内容

但東市民センターの和室を廃止すること。(別表第3関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。



豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第3 (第8条関係) 豊岡市立但東市民センター		別表第3 (第8条関係) 豊岡市立但東市民センター	
区分	使用料	区分	使用料
	午前8時30分から午後1時まで 午後5時から午後6時から午後10時まで 500円		午前8時30分から午後1時まで 午後5時から午後6時から午後10時まで 6,000円
和室 (18畳)	500円		
ホール (控室を含む。)	6,000円	ホール (控室を含む。)	6,000円
ホール附属設備 (照明及び音響)	略	ホール附属設備 (照明及び音響)	略
備考	1 和室の利用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。	備考	
	2 略	1	略
	3 略	2	略
	4 略	3	略
	5 略	4	略
	6 略	5	略



平成 29 年度豊岡市一般会計補正予算 (第 12 号)

平成 29 年度豊岡市の一般会計補正予算 (第 12 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 180,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,498,969 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の廃止は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 30 日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		359,896	△856	359,040
	1. 地方揮発油譲与税	117,945	△14,055	103,890
	2. 自動車重量譲与税	241,473	13,173	254,646
	4. 航空機燃料譲与税	478	26	504
3. 利子割交付金		6,815	11,341	18,156
	1. 利子割交付金	6,815	11,341	18,156
4. 配当割交付金		47,776	17,531	65,307
	1. 配当割交付金	47,776	17,531	65,307
5. 株式等譲渡所得割交付金		76,673	△10,769	65,904
	1. 株式等譲渡所得割交付金	76,673	△10,769	65,904
6. 地方消費税交付金		1,419,855	10,380	1,430,235
	1. 地方消費税交付金	1,419,855	10,380	1,430,235
7. ゴルフ場利用税交付金		12,894	△693	12,201
	1. ゴルフ場利用税交付金	12,894	△693	12,201
8. 自動車取得税交付金		124,137	7,149	131,286
	1. 自動車取得税交付金	124,137	7,149	131,286
10. 地方交付税		17,705,795	326,629	18,032,424
	1. 地方交付税	17,705,795	326,629	18,032,424
11. 交通安全対策特別交付金		12,338	45	12,383
	1. 交通安全対策特別交付金	12,338	45	12,383
12. 分担金及び負担金		456,487	△2,378	454,109
	1. 分担金	22,014	△2,378	19,636
15. 県支出金		2,990,014	△12,718	2,977,296
	2. 県補助金	1,256,703	△12,718	1,243,985
18. 繰入金		9,372,273	△118,152	9,254,121
	2. 基金繰入金	9,245,841	△118,152	9,127,689
20. 諸収入		1,992,328	91	1,992,419
	5. 雑収入	1,375,286	91	1,375,377

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 市債		3,919,800	△47,600	3,872,200
	1. 市債	3,919,800	△47,600	3,872,200
歳入	合計	55,318,969	180,000	55,498,969

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,284,384	180,000	13,464,384
	1. 総務管理費	12,573,206	180,000	12,753,206
歳出	合計	55,318,969	180,000	55,498,969

## 第 2 表 債務負担行為補正

廃止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
給 食 配 送 業 務	平成30年度から 平成32年度まで	74,037
計		74,037

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎整備事業費	61,200	59,400
〔城崎庁舎〕	〔61,200〕	〔59,400〕
コミュニティセンター整備事業費	34,000	35,100
〔港地区コミュニティセンター〕	〔34,000〕	〔35,100〕
行政情報化推進事業費	132,600	127,000
〔情報設備〕	〔132,600〕	〔127,000〕
保健施設整備事業費	1,800	1,700
〔但東歯科診療所〕	〔1,800〕	〔1,700〕
林道整備事業費	2,900	2,800
〔神鍋蘇武線〕	〔2,900〕	〔2,800〕
漁港整備事業費	131,100	131,000
〔田結漁港〕	〔131,100〕	〔131,000〕
観光施設整備事業費	80,400	79,100
〔但東シルク温泉やまびこ〕	〔15,000〕	〔13,900〕
〔竹野観光トイレ〕	〔8,800〕	〔8,600〕
道路整備事業費	206,900	207,400
〔池上日吉線〕	〔33,100〕	〔32,500〕
〔道路構造物長寿命化事業〕	〔9,700〕	〔10,300〕
〔栃本太田線〕	〔18,800〕	〔19,100〕
〔気比中道線〕	〔26,900〕	〔27,000〕
〔大規模舗装修繕事業〕	〔17,900〕	〔18,000〕
橋りょう整備事業費	165,000	165,600
〔栃江橋〕	〔80,200〕	〔80,100〕
〔上野橋〕	〔12,600〕	〔12,800〕
〔橋りょう長寿命化事業〕	〔72,200〕	〔72,700〕



起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
公園整備事業費	10,300	10,200
〔出石城公園〕	〔10,300〕	〔10,200〕
土地区画整理事業費	93,500	93,400
〔稲葉川〕	〔93,500〕	〔93,400〕
消防防災施設整備事業費	206,800	206,500
〔防災公園〕	〔2,200〕	〔1,900〕
認定こども園整備事業費	152,300	150,300
〔(仮称)小坂・小野認定こども園〕	〔152,300〕	〔150,300〕
公立中学校整備事業費	147,300	144,900
〔空調設備〕	〔144,500〕	〔142,100〕
社会教育施設整備事業費	288,600	287,500
〔図書館〕	〔123,400〕	〔122,200〕
〔日高文化体育館〕	〔139,700〕	〔139,800〕
保健体育施設整備事業費	67,800	63,900
〔豊岡市民グラウンド〕	〔40,300〕	〔37,600〕
〔学校給食配送車〕	〔27,500〕	〔26,300〕
農林水産業施設 補助災害復旧事業費	50,100	24,700
〔農地農業用施設〕	〔50,100〕	〔21,300〕
〔林業用施設〕	〔0〕	〔3,400〕
農林水産業施設 単独災害復旧事業費	51,700	48,100
〔農地農業用施設〕	〔21,500〕	〔21,300〕
〔林業用施設〕	〔30,200〕	〔26,800〕
公共土木施設 補助災害復旧事業費	83,900	83,800
〔公共土木施設〕	〔83,900〕	〔83,800〕
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	156,900	155,100
計	3,919,800	3,872,200



平成 29 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 12 号 ) に 関 する 説 明 書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	359,896	△856	359,040
3. 利子割交付金	6,815	11,341	18,156
4. 配当割交付金	47,776	17,531	65,307
5. 株式等譲渡所得割交付金	76,673	△10,769	65,904
6. 地方消費税交付金	1,419,855	10,380	1,430,235
7. ゴルフ場利用税交付金	12,894	△693	12,201
8. 自動車取得税交付金	124,137	7,149	131,286
10. 地方交付税	17,705,795	326,629	18,032,424
11. 交通安全対策特別交付金	12,338	45	12,383
12. 分担金及び負担金	456,487	△2,378	454,109
15. 県支出金	2,990,014	△12,718	2,977,296
18. 繰入金	9,372,273	△118,152	9,254,121
20. 諸収入	1,992,328	91	1,992,419
21. 市債	3,919,800	△47,600	3,872,200
歳入合計	55,318,969	180,000	55,498,969



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	13,284,384	180,000	13,464,384
3. 民生費	12,148,283	0	12,148,283
4. 衛生費	4,263,477	0	4,263,477
6. 農林水産業費	1,615,344	0	1,615,344
7. 商工費	1,197,035	0	1,197,035
8. 土木費	6,121,330	0	6,121,330
9. 消防費	1,709,727	0	1,709,727
10. 教育費	5,156,055	0	5,156,055
11. 災害復旧費	684,441	0	684,441
歳出合計	55,318,969	180,000	55,498,969

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	△7,300		187,300
	△100	1,848	△1,748
	△100		100
	△200		200
	△1,300		1,300
	900		△900
	△300		300
	△10,100		10,100
△17,159	△29,100	△2,378	48,637
△17,159	△47,600	△530	245,289

2. 歳入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方揮発油譲与税	117,945	△14,055	103,890
計	117,945	△14,055	103,890

(款) 2. 地方譲与税

(項) 2. 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車重量譲与税	241,473	13,173	254,646
計	241,473	13,173	254,646

(款) 2. 地方譲与税

(項) 4. 航空機燃料譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 航空機燃料譲与税	478	26	504
計	478	26	504

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子割交付金	6,815	11,341	18,156
計	6,815	11,341	18,156

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 配当割交付金	47,776	17,531	65,307
計	47,776	17,531	65,307



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 地方揮発油譲与税		△14,055	地方揮発油譲与税 △14,055

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 自動車重量譲与税		13,173	自動車重量譲与税 13,173

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 航空機燃料譲与税		26	航空機燃料譲与税 26

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 利子割交付金		11,341	利子割交付金 11,341

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 配当割交付金		17,531	配当割交付金 17,531

## (款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

## (項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 株式等譲渡所得割交付金	76,673	△10,769	65,904
計	76,673	△10,769	65,904

## (款) 6. 地方消費税交付金

## (項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方消費税交付金	1,419,855	10,380	1,430,235
計	1,419,855	10,380	1,430,235

## (款) 7. ゴルフ場利用税交付金

## (項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	12,894	△693	12,201
計	12,894	△693	12,201

## (款) 8. 自動車取得税交付金

## (項) 1. 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車取得税交付金	124,137	7,149	131,286
計	124,137	7,149	131,286

## (款) 10. 地方交付税

## (項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,705,795	326,629	18,032,424
計	17,705,795	326,629	18,032,424

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 株式等譲渡所得割交付金		△10,769	株式等譲渡所得割交付金 △10,769

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 地方消費税交付金		10,380	地方消費税交付金 10,380

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. ゴルフ場利用税交付金		△693	ゴルフ場利用税交付金 △693

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 自動車取得税交付金		7,149	自動車取得税交付金 7,149

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 地方交付税		326,629	特別交付税 326,594 震災復興特別交付税 35

## (款) 11. 交通安全対策特別交付金

## (項) 1. 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 交通安全対策特別交付金	12,338	45	12,383
計	12,338	45	12,383

## (款) 12. 分担金及び負担金

## (項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
5. 災害復旧費分担金	5,413	△2,378	3,035
計	22,014	△2,378	19,636

## (款) 15. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	56,057	4,441	60,498
10. 災害復旧費県補助金	170,985	△17,159	153,826
計	1,256,703	△12,718	1,243,985

## (款) 18. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	7,157,841	△120,000	7,037,841
13. 地域振興基金繰入金	264,800	1,848	266,648
計	9,245,841	△118,152	9,127,689

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	交通安全対策特別交付金	45	交通安全対策特別交付金	45

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	農林水産業施設災害復旧費分担金	△2,378	農地農業用施設災害復旧事業費分担金	△2,378

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	総務管理費補助金	4,441	市町振興支援交付金	4,441
1.	農林水産業施設災害復旧費補助金	△17,159	農地農業用施設災害復旧費補助金	△17,159

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	財政調整基金繰入金	△120,000	財政調整基金繰入金	△120,000
1.	地域振興基金繰入金	1,848	地域振興基金繰入金	1,848

## (款) 20. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,375,117	91	1,375,208
計	1,375,286	91	1,375,377

## (款) 21. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	242,100	△6,300	235,800
4. 衛生債	145,500	△100	145,400
6. 農林水産業債	156,800	△200	156,600
7. 商工債	80,400	△1,300	79,100
8. 土木債	633,900	900	634,800
9. 消防債	211,500	△300	211,200
10. 教育債	667,800	△9,400	658,400

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
3. 雑入		91	兵庫県市町村振興協会市町交付金	91

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 総務管理債		△6,300	庁舎整備事業債 城崎庁舎 コミュニティセンター整備事業債 港地区コミュニティセンター 行政情報化推進事業債 情報設備	△1,800 △1,800 1,100 1,100 △5,600 △5,600
1. 保健衛生債		△100	保健施設整備事業債 但東歯科診療所	△100 △100
2. 林業債		△100	林道整備事業債 神鍋蘇武線	△100 △100
3. 水産業債		△100	漁港整備事業債 田結漁港	△100 △100
1. 商工債		△1,300	観光施設整備事業債 但東シルク温泉やまびこ 竹野観光トイレ	△1,300 △1,100 △200
2. 道路橋りょう債		1,100	道路整備事業債 池上目吉線 道路構造物長寿命化事業 栃本太田線 気比中道線 大規模舗装修繕事業 橋りょう整備事業債 栃江橋 上野橋 橋りょう長寿命化事業	500 △600 600 300 100 100 600 △100 200 500
5. 都市計画債		△200	公園整備事業債 出石城公園 土地区画整理事業債 稲葉川	△100 △100 △100 △100
1. 消防債		△300	消防防災施設整備事業債 防災公園	△300 △300
1. 教育総務債		△2,000	認定子ども園整備事業債 (仮称)小坂・小野認定子ども園	△2,000 △2,000
3. 中学校債		△2,400	公立中学校整備事業債	△2,400

## (款) 21. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(教 育 債)			
11. 災 害 復 旧 債	185,700	△29,100	156,600
15. 過疎対策事業債(過疎地域自立促進特別事業分)	156,900	△1,800	155,100
計	3,919,800	△47,600	3,872,200



(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
(中 学 校 債)		空調設備	△2,400
5. 社 会 教 育 債	△1,100	社会教育施設整備事業債 図書館 日高文化体育館	△1,100 △1,200 100
6. 保 健 体 育 債	△3,900	保健体育施設整備事業債 豊岡市民グラウンド 学校給食配送車	△3,900 △2,700 △1,200
1. 農林水産業施設災害復旧債	△29,000	補助災害復旧事業債 農地農業用施設 林業用施設 単独災害復旧事業債 農地農業用施設 林業用施設	△25,400 △28,800 3,400 △3,600 △200 △3,400
2. 公共土木施設災害復旧債	△100	補助災害復旧事業債 公共土木施設	△100 △100
1. 過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△1,800	過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△1,800

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 財産管理費	7,960,981	180,000	8,140,981				180,000
11. 情報管理費	490,922	0	490,922		△5,600		5,600
13. 城崎振興局費	130,677	0	130,677		△2,000		2,000
32. 地域コミュニティ推進費	381,710	0	381,710		300		△300
計	12,573,206	180,000	12,753,206		△7,300		187,300

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 医療費助成事業費	392,892	0	392,892			1,848	△1,848
11. 健康福祉施設管理費	118,744	0	118,744		△100		100
計	3,774,884	0	3,774,884		△100	1,848	△1,748

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 診療所費	72,974	0	72,974		△100		100
計	3,748,287	0	3,748,287		△100		100

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
25. 積立金		180,000	基金管理費 【財政課】 180,000 公共施設整備基金積立金 180,000
			財源更正
			財源更正
			財源更正

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			財源更正
			財源更正

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			財源更正

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 林業振興費	115,037	0	115,037		△100		100
計	160,893	0	160,893		△100		100

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水産業総務費	188,209	0	188,209		△100		100
計	220,850	0	220,850		△100		100

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 観光施設管理費	178,030	0	178,030		△1,300		1,300
計	1,197,035	0	1,197,035		△1,300		1,300

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 道路維持費	284,136	0	284,136		700		△700
3. 道路新設改良費	234,280	0	234,280		△200		200
5. 橋りょう維持費	237,371	0	237,371		500		△500
6. 橋りょう新設改良費	231,500	0	231,500		100		△100
計	1,901,431	0	1,901,431		1,100		△1,100

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 公園整備費	10,939	0	10,939		△100		100
5. 土地区画整理費	124,461	0	124,461		△100		100
計	3,061,654	0	3,061,654		△200		200

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 災害対策費	98,855	0	98,855		△300		300
計	1,709,727	0	1,709,727		△300		300

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 認定こども園費	219,259	0	219,259		△2,000		2,000
計	851,886	0	851,886		△2,000		2,000

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 中学校施設整備費	154,995	0	154,995		△2,400		2,400
計	486,284	0	486,284		△2,400		2,400

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 図書館費	276,684	0	276,684		△1,200		1,200
7. 市民会館等管理費	293,424	0	293,424		100		△100
計	1,282,240	0	1,282,240		△1,100		1,100

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 体育館費	33,046	0	33,046		△700		700
5. 市民グラウンド費	571,019	0	571,019		△2,700		2,700
7. 学校給食共同調理所費	366,902	0	366,902		△1,200		1,200
計	1,511,483	0	1,511,483		△4,600		4,600

## (款) 11. 災害復旧費

## (項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農林水産業施設災害復旧費	313,728	0	313,728	△17,159	△29,000	△2,378	48,537
計	313,728	0	313,728	△17,159	△29,000	△2,378	48,537

## (款) 11. 災害復旧費

## (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 公共土木施設災害復旧費	370,713	0	370,713		△100		100

一般会計



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 11. 災害復旧費

## (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	370,713	0	370,713		△100		100

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	46,272,294	45,746,673	2,647,000	△ 16,700
(1) 総 務	10,812,303	9,960,583	267,900	△ 6,300
(3) 衛 生	6,314,004	7,735,620	145,500	△ 100
(4) 農 林 水 産	1,266,340	1,083,513	156,800	△ 200
(5) 商 工	2,362,223	2,604,661	80,400	△ 1,300
(6) 土 木	10,449,569	9,501,905	870,800	900
(7) 消 防	3,007,827	2,976,154	215,400	△ 300
(8) 教 育	10,893,458	10,917,510	863,600	△ 9,400
2. 災 害 復 旧 債	67,943	48,395	189,000	△ 29,100
(1) 農 林 水 産	3,613	1,577	101,800	△ 29,000
(2) 土 木	64,330	46,818	87,200	△ 100
3. そ の 他 債	15,690,608	15,941,172	1,549,500	△ 1,800
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域自立促進特別事業分)	575,770	467,504	156,900	△ 1,800
合 計	62,030,845	61,736,240	4,385,500	△ 47,600

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見 込額	補正前の額	補正額	補正後の額
2,630,300	6,788,238	41,605,435	△ 16,700	41,588,735
261,600	2,865,605	7,362,878	△ 6,300	7,356,578
145,400	271,879	7,609,241	△ 100	7,609,141
156,600	232,671	1,007,642	△ 200	1,007,442
79,100	240,150	2,444,911	△ 1,300	2,443,611
871,700	1,256,283	9,116,422	900	9,117,322
215,100	311,506	2,880,048	△ 300	2,879,748
854,200	1,419,955	10,361,155	△ 9,400	10,351,755
159,900	11,869	225,526	△ 29,100	196,426
72,800	439	102,938	△ 29,000	73,938
87,100	11,430	122,588	△ 100	122,488
1,547,700	1,265,680	16,224,992	△ 1,800	16,223,192
155,100	182,764	441,640	△ 1,800	439,840
4,337,900	8,065,787	58,055,953	△ 47,600	58,008,353

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	地 方 譲 与 税	359,896	△ 856	359,040
3	利 子 割 交 付 金	6,815	11,341	18,156
4	配 当 割 交 付 金	47,776	17,531	65,307
5	株式等譲渡所得割交付金	76,673	△ 10,769	65,904
6	地 方 消 費 税 交 付 金	1,419,855	10,380	1,430,235
7	ゴルフ場利用税交付金	12,894	△ 693	12,201
8	自動車取得税交付金	124,137	7,149	131,286
10	地 方 交 付 税	17,705,795	326,629	18,032,424
11	交通安全対策特別交付金	12,338	45	12,383
12	分担金及び負担金	456,487	△ 2,378	454,109
15	県 支 出 金	2,990,014	△ 12,718	2,977,296
18	繰 入 金	9,372,273	△ 118,152	9,254,121
20	諸 収 入	1,992,328	91	1,992,419
21	市 債	3,919,800	△ 47,600	3,872,200
歳 入 合 計		55,318,969	180,000	55,498,969

(単位 千円)

主 な 内 容			
地方揮発油譲与税	△ 14,055	自動車重量譲与税	13,173
航空機燃料譲与税	26		
特別交付税	326,594	震災復興特別交付税	35
農地農業用施設災害復旧事業費分担金	△ 2,378		
市町振興支援交付金	4,441	農地農業用施設災害復旧費	△ 17,159
財政調整基金	△ 120,000	地域振興基金	1,848
兵庫県市町村振興協会市町交付金	91		
庁舎整備事業債	△ 1,800	コミュニティセンター整備事業債	1,100
行政情報化推進事業債	△ 5,600	保健施設整備事業債	△ 100
林道整備事業債	△ 100	漁港整備事業債	△ 100
観光施設整備事業債	△ 1,300	道路整備事業債	500
橋りょう整備事業債	600	公園整備事業債	△ 100
土地区画整理事業債	△ 100	消防防災施設整備事業債	△ 300
認定こども園整備事業債	△ 2,000	公立中学校整備事業債	△ 2,400
社会教育施設整備事業債	△ 1,100	保健体育施設整備事業債	△ 3,900
補助災害復旧事業債 (農地農業林業用施設)	△ 25,400	単独災害復旧事業債 (農地農業林業用施設)	△ 3,600
補助災害復旧事業債 (公共土木施設)	△ 100	過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△ 1,800

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	13,284,384	180,000	13,464,384
歳 出 合 計		55,318,969	180,000	55,498,969



(単位 千円)

	主  な  内  容
基金管理費	180,000

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
25	積 立 金	7,910,276	180,000	8,090,276
	歳 出 合 計	55,318,969	180,000	55,498,969

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性質別	補正前の額	補正額	計
10	積立金	7,910,276	180,000	8,090,276
	歳出合計	55,318,969	180,000	55,498,969

# 投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		補正額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	行政情報化推進事業費			△ 5,600		5,600
	城崎庁舎管理費			△ 1,800		1,800
	コミュニティセンター管理費			1,100		△ 1,100
小計		0	0	△ 6,300	0	6,300
衛生費	診療所管理費			△ 100		100
小計		0	0	△ 100	0	100
農林水産費	林道管理費			△ 100		0
	漁港管理費			△ 100		100
小計		0	0	△ 200	0	100
商工費	但東シルク温泉やまびこ管理費			△ 1,100		1,100
	竹野観光トイレ管理費			△ 200		200
小計		0	0	△ 1,300	0	1,300
土木費	道路維持事業費			700		△ 700
	池上日吉線道路改良事業費			△ 600		600
	気比中道線道路改良事業費			100		△ 100
	栃本太田線道路改良事業費			300		△ 300
	橋りょう長寿命化事業費			500		△ 500
	栃江橋整備事業費			△ 100		100
	上野橋整備事業費			200		△ 200
	出石城公園整備事業費			△ 100		100
小計		0	0	900	0	△ 900
消防費	避難所充実事業費			△ 300		300
小計		0	0	△ 300	0	300

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		補正額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
教育費	認定こども園整備事業費			△ 2,000		2,000
	学校施設整備事業費 (中学校)			△ 2,400		2,400
	図書館管理費			△ 1,200		1,200
	日高文化体育館管理費			100		△ 100
	豊岡市民グラウンド管理費			△ 2,700		2,700
	給食センター管理費			△ 1,200		1,200
小計		0	0	△ 9,400	0	9,400
合計		0	0	△ 16,700	0	16,600

※今回の補正予算分のみ掲載

<災害復旧事業>

(単位 千円)

事業名		補正額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
災害復旧費	農地農業用施設費 農地復旧事業費		△ 17,159	△ 29,000	△ 2,378	48,537
	公共土木施設費 災害復旧事業費			△ 100		100
小計		0	△ 17,159	△ 29,100	△ 2,378	48,637

※今回の補正予算分のみ掲載

地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
災害復旧事業債	農林水産業施設 補助災害復旧事業	農地農業用施設 (充当率90%)	△ 28,800
		林業用施設 (充当率90%)	3,400
	農林水産業施設 単独災害復旧事業	農地農業用施設 (充当率50%・65%)	△ 200
		林業用施設 (充当率65%)	△ 3,400
	公共土木施設 補助災害復旧事業	公共土木施設 (充当率100%)	△ 100
小 計			△ 29,100
合併特例事業債 (充当率95%)	行政情報化推進事業	情報設備整備	△ 5,600
	漁港整備事業	田結漁港整備	△ 100
	道路整備事業	池上日吉線整備	△ 600
		栃本太田線整備	300
		気比中道線整備	100
		大規模舗装修繕事業	100
	橋りょう整備事業	栃江橋整備	△ 100
		上野橋整備	200
		橋りょう長寿命化事業	500
	公園整備事業	出石城公園整備	△ 100
	土地区画整理事業	稲葉川土地区画整理事業	△ 100
	認定こども園整備事業	(仮称) 小坂・小野認定こども園整備	△ 2,000
	公立中学校整備事業	空調設備整備	△ 1,800
	社会教育施設整備事業	図書館整備	△ 1,200
	保健体育施設整備事業	豊岡市民グラウンド整備	△ 2,700
学校給食配送車整備		△ 1,200	
小 計			△ 14,300
緊急防災・減災 事業債 (充当率100%)	庁舎整備事業	城崎庁舎整備	△ 1,800
	コミュニティセンター 整備事業	港地区コミュニティセンター整備	1,100
	消防防災施設整備事業	防災公園整備	△ 300
	社会教育施設整備事業	日高文化体育館整備	100
小 計			△ 900

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
辺地対策事業債 (充当率100%)	林道整備事業	神鍋蘇武線整備	△ 100
小 計			△ 100
過疎対策事業債 (充当率100%)	保健施設整備事業	但東歯科診療所整備	△ 100
	観光施設整備事業	但東シルク温泉やまびこ整備	△ 1,100
		竹野観光トイレ整備	△ 200
	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業	600
	公立中学校整備事業	空調設備整備	△ 600
小 計			△ 1,400
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分) (充当率100%)			△ 1,800
小 計			△ 1,800
合 計			△ 47,600

※今回の補正予算分のみ掲載



報告第7号

平成29年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

平成29年度 豊岡市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	
2. 総務費	1. 総務管理費	鉄道交通対策事業	6,832,000	
		行政情報化推進事業	116,640,000	
6. 農林水産業費	2. 林業費	治山事業	26,210,000	
	3. 水産業費	漁港管理費	14,366,000	
7. 商工費	1. 商工費	経済成長戦略推進事業	50,000,000	
8. 土木費	1. 土木管理費	内水処理事業	15,000,000	
		2. 道路橋りょう費	道路維持事業	91,000,000
			市単独事業(道路)	42,000,000
			栃本太田線道路改良事業	31,400,000
			雪害対策事業	27,593,000
			橋りょう維持事業	3,692,000
			橋りょう長寿命化事業	143,897,000
			栃江橋整備事業	90,675,000
	上野橋整備事業	31,114,000		
6. 住宅費	要緊急安全確認大規模 建築物耐震化助成事業	14,411,000		
9. 消防費	1. 消防費	消火栓管理費	22,000,000	
		防火水槽整備事業	37,000,000	
10. 教育費	5. 社会教育費	図書館管理費	63,363,000	
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	205,369,000	
		林業用施設災害復旧事業	55,903,000	
	2. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業	297,400,000	
計			1,385,865,000	

(単位 円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
	既収入 特定財源	未収入特定財源		その他	
		国県支出金	地方債		
6,832,000					6,832,000
116,640,000			110,800,000		5,840,000
26,210,000		16,466,000		247,000	9,497,000
14,366,000		3,843,000			10,523,000
50,000,000		33,332,000			16,668,000
15,000,000			14,200,000		800,000
80,000,000		5,732,343	32,500,000		41,767,657
42,000,000			42,000,000		0
30,900,000		17,745,000	12,400,000		755,000
27,593,000		18,122,400	8,800,000		670,600
3,692,000					3,692,000
140,209,000		80,550,983	56,900,000		2,758,017
90,675,000		52,364,513	36,300,000		2,010,487
31,114,000		17,556,000	12,800,000		758,000
14,411,000		10,807,000			3,604,000
22,000,000			22,000,000		0
37,000,000			37,000,000		0
63,363,000			59,500,000		3,863,000
203,869,000		128,263,000	22,000,000	3,035,000	50,571,000
55,903,000		16,066,000	26,800,000		13,037,000
297,400,000		165,020,000	82,300,000		50,080,000
1,369,177,000	0	565,868,239	576,300,000	3,282,000	223,726,761

平成30年6月1日 提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

報告第8号

平成29年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

平成30年6月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

平成29年度豊岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に充当する必要経費の増減額	説明	
						企業債	他会社金	工事負担金	損留保勘定金				
第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	配水施設整備事業 老朽配水管等整備 施設整備	299,350,000	79,600,000	219,750,000	円	円	円	円	円	円		
			276,998,000	79,600,000	197,398,000	160,200,000	22,000,000	0	37,550,000	0	0	0	
			22,352,000	0	22,352,000	160,200,000	22,000,000	0	15,198,000	0	0	0	
		計	299,350,000	79,600,000	219,750,000	160,200,000	22,000,000	0	37,550,000	0	0		

報告第9号

平成29年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

平成30年6月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

平成29年度豊岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたなひ資産の購入限度額	説明	
						企業債	国庫補助金	工事負担金	損益勘定留保資金				
第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	公共下水道事業	528,827,000	255,900,000	272,927,000	134,100,000	138,708,200	0	118,800	0	0		
		上郷汚水調整池整備事業	52,027,000	3,400,000	48,627,000	24,300,000	24,263,200	0	63,800	0	0		
		豊岡市浄化センター中央監視設備改築事業	302,700,000	252,500,000	50,200,000	22,700,000	27,445,000	0	55,000	0	0		
		桃島雨水ポンプ場機械設備改築事業	174,100,000	0	174,100,000	87,100,000	87,000,000	0	0	0	0		
		特定環境保全公共下水道事業	125,618,000	14,500,000	111,118,000	55,600,000	55,408,514	0	109,486	0	0		
		切浜汚水調整池整備事業	49,032,000	11,500,000	37,532,000	18,800,000	18,715,780	0	16,220	0	0		
		知見汚水調整池整備事業	64,812,000	3,000,000	61,812,000	30,900,000	30,855,734	0	56,266	0	0		
		相田汚水調整池整備事業	11,774,000	0	11,774,000	5,900,000	5,837,000	0	37,000	0	0		
		計			654,445,000	270,400,000	384,045,000	189,700,000	194,116,714	0	228,286	0	





報告第10号

平成29年度豊岡市土地開発公社の決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

平成30年5月9日

豊岡市長 中 貝 宗 治 様

豊岡市土地開発公社  
理事長 前 野 文 孝

平成29年度豊岡市土地開発公社決算書について

みだしのことについて、別紙のとおり提出します。

平成29年度

# 豊岡市土地開発公社決算書

自 平成29年 4 月 1 日

至 平成30年 3 月31日



## 目 次

1. 事業報告書 .....	6
2. 決算報告書 .....	
3. 財産目録 .....	
4. 財務諸表	
(1) 貸借対照表 .....	
(2) 損益計算書 .....	
(3) キャッシュ・フロー計算書 .....	
(4) 公有用地明細表 .....	
(5) 代替地明細表 .....	
(6) 現金及び預金明細表 .....	
(7) 長期借入金明細表 .....	
(8) 資本金明細表 .....	
(9) 収益明細表 .....	
(10) 費用明細表 .....	
平成29年度豊岡市土地開発公社の 決算監査の結果について（報告） .....	

## 1. 事業報告書

### (1) 総括事項

#### (事業資産の取得)

事業資産の取得はありませんでした。

#### (事業資産の処分)

本年度は、都市計画事業代替用地のうち、九日市下町用地 770.28 m<sup>2</sup>を市に売却しました。

その結果、当年度末の事業資産保有高は、面積で 375,828.70 m<sup>2</sup>、金額で 167,974,855 円となりました。

また、これに現金及び預金 94,133,777 円を加えた資産合計は 262,108,632 円となりました。

#### (経 理)

損益計算では、事業収益は 74,701,525 円ですが、事業原価の 73,055,304 円を差し引いた事業総利益は 1,646,221 円となりました。

これは、事業原価 73,055,304 円、事務費 1,646,221 円の都市計画事業代替用地（九日市下町）を売却したものです。

事業総利益から販売費及び一般管理費 1,839,950 円を差し引いた事業損失は、193,729 円となりました。

事業損失に事業外収益 5,220 円を加えた経常損失及び当年度純損失は、188,509 円となりました。

(2) 理事会議決事項

回数	議決年月日	件 名
1	29. 4. 3	・ 役員を選出について (理事交代による)
2	29. 5. 9	・ 平成 28 年度決算の認定について
3	29. 9. 15	・ 役員を選出について (副市長交代による)
4	30. 2. 6	・ 平成 30 年度土地開発公社事業計画及び資金計画並びに当初予算について

(3) 行政官庁許認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	許認可年月日
29. 4. 6	神戸地方法務局	理事変更登記 (29. 3. 31 辞任 5 名) (29. 4. 1 就任 5 名) (29. 4. 1 重任 5 名)	29. 4. 6
29. 5. 25	神戸地方法務局	理事変更登記 (29. 5. 15 辞任 1 名) (29. 5. 16 就任 1 名)	29. 5. 25
29. 9. 15	神戸地方法務局	理事変更登記 (29. 9. 14 辞任 1 名) (29. 9. 15 就任 1 名)	29. 9. 15
29. 9. 15	神戸地方法務局	印鑑届書(代表理事変更による)	29. 9. 15

## (4) 役員に関する事項

(H30. 3. 31 現在)

役職名	氏名	市の役職名	就任年月日
理事長	前野文孝	副市長	29. 9. 15 (就任)
副理事長	土生田 哉	政策調整部長	29. 4. 1 (重任)
常務理事	塚本繁樹	財政課長	29. 4. 1 (就任)
理事	上田英則	技監	29. 4. 1 (就任)
〃	成田寿道	総務部長	29. 5. 16 (就任)
〃	久保川伸幸	健康福祉部長	29. 4. 1 (就任)
〃	上田篤	環境経済部長	29. 4. 1 (就任)
〃	井上良一	都市整備部長	29. 4. 1 (重任)
〃	小島成貴	上下水道部長	29. 4. 1 (重任)
〃	上野吉弘	用地課長	29. 4. 1 (就任)
監事	丸谷統一郎	教育次長	29. 4. 1 (重任)
〃	坂本敦子	会計課長	29. 4. 1 (重任)

## (5) 職員に関する事項

(H30. 3. 31 現在)

区分	係名	人数	職名	市の所属課名
豊岡市兼務職員	事務局長	1	行政職員	財政課経営管理係
	管理係	2	〃	財政課経営管理係
	事業係	2	〃	用地課用地係、管理係
合計		5		



(6) 業務量

ア. 事業資産の取得

(単位 m<sup>2</sup> 円)

事業区分		事業計画		事業実績		備考
		面積	金額	面積	金額	
公有地取得事業	道路用地					
	河川用地					
	学校用地					
	公園用地					
	下水道用地					
	代替用地					
	その他公共用地					
合計		—	—	—	—	

イ. 事業資産の処分

(単位 m<sup>2</sup> 円)

事業名		事業計画		事業実績			
		面積	土地処分価格	面積	土地処分価格	事務費	計 事業収益
公有用地							
代替地	九日市下町	770.28	73,056,000	770.28	73,055,304	1,646,221	74,701,525
合計		770.28	73,056,000	770.28	73,055,304	1,646,221	74,701,525

## 2. 決算報告書

### (1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位 円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減
	当初予算額	補正予算額	計		
第 1 款 事業収益	74,702,000	0	74,702,000	74,701,525	△475
第 1 項 公有地取得 事業収益	74,702,000	0	74,702,000	74,701,525	△475
第 2 款 事業外収益	8,000	0	8,000	5,220	△2,780
第 1 項 受取利息	4,000	0	4,000	1,782	△2,218
第 2 項 雑収益	4,000	0	4,000	3,438	△562
合 計	74,710,000	0	74,710,000	74,706,745	△3,255

支 出

(単位 円)

区 分	予 算 額			決 算 額	不 用 額
	当初予算額	補正予算額	計		
第 1 款 事業原価	73,056,000	0	73,056,000	73,055,304	696
第 1 項 公有地取得 事業原価	73,056,000	0	73,056,000	73,055,304	696
第 2 款 販売費及び 一般管理費	1,906,000	0	1,906,000	1,839,950	66,050
第 1 項 販売費及び 一般管理費	1,906,000	0	1,906,000	1,839,950	66,050
第 3 款 事業外費用	0	0	0	0	0
第 1 項 支払利息	0	0	0	0	0
第 2 項 雑損失	0	0	0	0	0
合 計	74,962,000	0	74,962,000	74,895,254	66,746

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位 円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減
	当初予算額	補正予算額	計		
第 1 款					
資本的収入	0	0	0	0	0
第 1 項					
借入金	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

支 出

(単位 円)

区 分	予 算 額			決 算 額	不 用 額
	当初予算額	補正予算額	計		
第 1 款					
資本的支出	0	0	0	0	0
第 1 項					
公有地 取得事業費	0	0	0	0	0
第 2 項					
借入金 償還金	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

### 3. 財産目録

(平成30年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部	
1. 流動資産	262,108,632
(1) 現金及び預金	94,133,777
(2) 事業未収金	0
(3) 公有用地	111,126,532
(4) 代替地	56,848,323
2. 固定資産	0
	計 262,108,632
負 債 の 部	
1. 流動負債	0
(1) 未払金	0
2. 固定負債	0
(1) 長期借入金	0
	計 0

差引正味財産	262,108,632
--------	-------------

## 4. 財務諸表

### (1) 貸借対照表

### 豊岡市土地開発公社 貸借対照表

(平成30年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1. 流動資産		
(1) 現金及び預金	94,133,777	
(2) 事業未収金	0	
(3) 公有用地	111,126,532	
(4) 代替地	56,848,323	
流動資産合計		262,108,632
資産合計		262,108,632
負 債 の 部		
2. 流動負債		
(1) 未払金	0	
(2) 短期借入金	0	
流動負債合計		0
3. 固定負債		
(1) 長期借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		0
資 本 の 部		
4. 資本金		
(1) 基本財産	12,500,000	
資本金合計		12,500,000
5. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	249,797,141	
(2) 当期純損失	188,509	
準備金合計		249,608,632
資本合計		262,108,632
負債資本合計		262,108,632

#### 【注記事項】

・重要な会計方針

たな卸資産の評価基準及び評価方法…個別法による原価法によっております。

(2) 損益計算書

豊岡市土地開発公社 損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

		(単位 円)
1. 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	<u>74,701,525</u>	74,701,525
2. 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	<u>73,055,304</u>	<u>73,055,304</u>
事業総利益		1,646,221
3. 販売費及び一般管理費		<u>1,839,950</u>
事業損失		193,729
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	1,782	
(2) 雑収益	<u>3,438</u>	<u>5,220</u>
5. 事業外費用		
(1) 支払利息	0	
(2) 雑損失	<u>0</u>	<u>0</u>
経常損失		<u>188,509</u>
当期純損失		<u><u>188,509</u></u>

(3) キャッシュ・フロー計算書

豊岡市土地開発公社 キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー	(単位 円)
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	74,701,525
その他事業収入	3,438
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	0
その他の業務支出	△ 1,839,950
小計	<u>72,865,013</u>
利息の受取額	1,782
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>72,866,795</u>
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	0
定期預金の払戻による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	0
長期借入金の返済による支出	0
金銭出資の受入による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
4. 現金及び現金同等物増加額	<u>72,866,795</u>
5. 現金及び現金同等物期首残高	<u>8,766,982</u>
6. 現金及び現金同等物期末残高	<u>81,633,777</u>

【注記事項】

・現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	94,133,777 円
預入期間が3ヶ月を越える定期預金	△ 12,500,000 円
計	<u>81,633,777 円</u>

## (4) 公有用地明細表

## 公 有 用 地

資 産 区 分 ( 取 得 年 度 )		期 首 残 高		当 期 增 加 高	
		面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円	面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円
19	八代・小河西地区周辺 開発整備事業用地	375,304.00	111,126,532	0.00	0
合 計		375,304.00	111,126,532	0.00	0

## (5) 代替地明細表

## 代 替 地

資 産 区 分 ( 取 得 年 度 )		期 首 残 高		当 期 增 加 高	
		面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円	面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円
7~ 14	都市計画事業代替 用地(旧自教・八条)	524.70	56,848,323	0.00	0
15 16	都市計画事業代替 用地(九日市下町)	770.28	73,055,304	0.00	0
合 計		1,294.98	129,903,627	0.00	0



## 明 細 表

(平成30年3月31日現在)

当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要
面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円	面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円	
0.00	0	375,304.00	111,126,532	
0.00	0	375,304.00	111,126,532	

## 明 細 表

(平成30年3月31日現在)

当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要
面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円	面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円	
0.00	0	524.70	56,848,323	
770.28	73,055,304	0.00	0	
770.28	73,055,304	524.70	56,848,323	

## (6) 現金及び預金明細表

## 現金及び預金明細表

(単位 円)

科目	種類	金額	摘要
現金	—		
預金	当座		
	普通	81,633,777	
	通知		
	定期	12,500,000	
満期保有目的 以外で保有する 有価証券	国債		
	地方債		
	その他		
計		94,133,777	

## (7) 長期借入金明細表

## 長期借入金明細表

(単位 円)

借入先	利率 (%)	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
—	—	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	

## (8) 資本金明細表

## 資本金明細表

(単位 円)

区 分	出資団体名	出 資 額	摘 要
基本財産	豊岡市	12,500,000	
計		12,500,000	

## (9) 収益明細表

## 収益明細表

(単位 円)

款 項	目	節	金 額	摘 要
事業収益			74,701,525	
公有地取得 事業収益			74,701,525	
	公有用地 売却収益		0	
		公有用地 売却収益	0	
	代替地 売却収益		73,055,304	
		代替地 売却収益	73,055,304	都市計画事業代替用地（九日市下町） 73,055,304
	事業事務 費収益		1,646,221	
	事業事務 費収益	1,646,221	都市計画事業代替用地（九日市下町） 1,646,221	
事業外収益			5,220	
受取利息			1,782	
	受取利息		1,782	
		預金利息	1,782	定期預金 1,668 普通預金 114
雑収益			3,438	
	その他の 雑収益		3,438	
		その他の 雑収益	3,438	土地使用料 3,438
合 計			74,706,745	

## (10) 費用明細表

## 費用明細表

(単位 円)

款 項	目	節	金 額	摘 要
事業原価			73,055,304	
公有地取得 事業原価			73,055,304	
	公有用地 売却原価		0	
		公有用地 売却原価	0	
	代替地 売却原価		73,055,304	
		代替地 売却原価	73,055,304	都市計画事業代替用地(九日市下町) 73,055,304
販売費及び 一般管理費			1,839,950	
販売費及び 一般管理費			1,839,950	
	経 費		1,839,950	
		旅 費	7,800	普通旅費 7,800
		交 際 費	0	
		需 用 費	972	事務用品 972
		役 務 費	3,618	手数料 3,618
		使用料・ 賃借料	8,560	通行料 8,560
		負担金補助 及び交付金	1,819,000	職員給与負担金 1,814,000 連絡協議会負担金 5,000
事業外費用			0	
支払利息			0	
	支払利息		0	
		長期借入 金利息	0	
雑損失			0	
	その他の 雑損失		0	
		その他の 雑損失	0	
特別損失			0	
合 計			74,895,254	

平成30年5月1日

豊岡市土地開発公社

理事長 前野 文 孝 様

豊岡市土地開発公社

監事 堂 垣 真 弓

監事 三 笠 孔 子

平成29年度豊岡市土地開発公社の

決算監査の結果について（報告）

豊岡市土地開発公社定款第7条第5項の規定により、平成29年度決算諸表並びに関係書類（予算差引簿、預金残高証明書、公社登記簿写、証拠書類等）を監査した結果、計数は正確であり、適正に処理されていたことを認めます。

なお、保有土地について、関係課と協議を行い、事業化の検討、処分について引き続き努力をお願いします。

報告第11号

平成29年度豊岡市農業共済事業特別会計予算に係る弾力条項の適用について

平成29年度豊岡市農業共済事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定を適用したから、別紙のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

地方公営企業法第24条第3項の規定の適用について

平成29年度豊岡市農業共済事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、次のとおり地方公営企業法第24条第3項の規定を適用する。

なお、畑作物共済勘定の事業費用中畑作物共済金の不足額435千円の支払財源に今年度業務勘定留保資金435千円を充てる。

(収 入)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	6,311	68,045	54	3,045	2,955	91,580	171,990
第1項 営業収益	6,309	68,043	52	3,043	2,953	76,343	156,743
第2項 営業外収益	0	0	0	0	0	15,235	15,235
第3項 特別利益	2	2	2	2	2	2	12

科 目	地方公営企業法第24条第3項の規定による収入額						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	0	0	0	6,162	0	0	6,162
第1項 営業収益	0	0	0	6,162	0	0	6,162
第2項 営業外収益	0	0	0	0	0	0	0
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0	0

科 目	合 計						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	6,311	68,045	54	9,207	2,955	91,580	178,152
第1項 営業収益	6,309	68,043	52	9,205	2,953	76,343	162,905
第2項 営業外収益	0	0	0	0	0	15,235	15,235
第3項 特別利益	2	2	2	2	2	2	12

(支 出)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	6,311	68,045	54	3,045	2,955	91,580	171,990
第1項 営業費用	5,681	68,043	47	2,999	2,953	77,524	157,247
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	13,954	13,954
第3項 特別損失	2	2	2	2	2	2	12
第4項 予備費	628	0	5	44	0	100	777

科 目	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	0	0	0	6,641	0	0	6,641
第1項 営業費用	0	0	0	6,641	0	0	6,641
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	0	0
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0
第4項 予備費	0	0	0	△44	0	0	△44

科 目	合 計						
	農作物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	6,311	68,045	54	9,642	2,955	91,580	178,587
第1項 営業費用	5,681	68,043	47	9,640	2,953	77,524	163,888
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	13,954	13,954
第3項 特別損失	2	2	2	2	2	2	12
第4項 予備費	628	0	5	0	0	100	733

平成30年3月30日

豊岡市長 中 貝 宗 治